

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	特定非営利活動法人山陰福祉の会	さんふく	令和5年8月28日(月)	就労継続支援A型	勤務体制の確保	職員の出退勤時間が、毎日同時刻ものが見られ、勤怠管理が適切でない。	○	全職員に対し、タイムカード等で管理するよう徹底した
実地指導	鳥取県立総合療育センター	鳥取県立総合療育センター	令和5年8月30日(水)	生活介護、短期入所	秘密保持等	在職時及び退職後においても、業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられていない。	○	在職中の職員に対し、秘密保持誓約を結んだ
					運営規程	虐待防止委員会の設置にかかわる事項の記載がない。	○	運営規程を改めた
				生活介護	従業者の員数 勤務体制の確保	サービス管理責任者が不在になった際、その事態を早期に解消するための対策が講じられていなかった。	○	サービス管理責任者の配置・募集を行うことに努め、多くの職員がサービス管理責任者として対応できるように研修受講を進める
実地指導	社会福祉法人こうほうえん	小規模生活単位型指定短期入所生活介護新さかい幸朋苑	令和5年9月19日(火)	短期入所	変更の届出等	管理者を変更した際の、県へ提出すべき変更届出書が、事実発生から10日以内に提出されていない	○	再発防止策として、チェックリストを導入し、届出時に確認することとした
					運営規程	運営規程の内容について、指定障がい福祉サービス事業に関わる内容となっていない	○	運営規程の内容を障がい福サービス事業の内容に改めた
						虐待防止に関わる記載について、漏れている事項がある	○	運営規程及び重要事項説明書、利用契約書を改めた
実地指導	社会福祉法人こうほうえん	訪問介護事業所よなご幸朋苑	令和5年9月22日(金)	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	運営規程	虐待防止に関わる記載について、漏れている事項がある	○	運営規程を改めた
実地指導	社会福祉法人こうほうえん	訪問介護事業所なんぶ幸朋苑	令和5年9月27日(水)	居宅介護、重度訪問介護	運営規程	虐待防止に関わる記載について、漏れている事項がある	○	運営規程及び重要事項説明書、利用契約書を改めた
					変更の届出等	サービス提供責任者の変更について、県へ変更届が提出されていない	○	変更届を提出するとともに、再発防止策を講じた
実地指導	社会福祉法人こうほうえん	短期入所生活介護事業所なんぶ幸朋苑	令和5年9月27日(水)	短期入所	運営規程	虐待防止に関わる記載について、漏れている事項がある	○	運営規程及び重要事項説明書、利用契約書を改めた
						運営規程の内容について、指定障がい福祉サービス事業に関わる内容となっていない	○	運営規程の内容を障がい福サービス事業の内容に改めた

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	社会福祉法人白老会	つゆくさ	令和5年10月2日(月)	就労継続支援A型	運営規程	虐待防止に関わる記載について、漏れている事項がある	○	運営規程を改め、案を作成。その案をもって理事会で承認を得たうえで正式に改正する
						日曜日に就業しているにも関わらず、その定めがない		
					事故発生時の対応	再発生を防止するための対策が講じられていないものがある	○	事故発生日の翌月末までに事故防止策を決定し、従業員へ周知を行うこととした
					虐待の防止	・虐待防止委員会が開催されていない ・虐待防止のための研修が開催されていない	○	R5.10.19に虐待防止委員会を開催し、R5.10.19及びR5.11.27に研修を開催した
					身体拘束等の禁止	・身体拘束適正化委員会を開催していない ・身体拘束等の適正化のための指針を整備していない ・身体拘束等の適正化のための研修を実施していない	○	身体拘束廃止未実施減算にかかる改善計画を立て、以下のとおり取り組んだ。 ・身体拘束適正化委員会を設置し、R5.11.6に開催した ・R5.10.1付けで身体拘束等の適正化に関する指針を整備した ・R5.11.27に身体拘束適正化にかかる研修を実施した
					勤務体制の確保等	ハラスメント防止対策が講じられていない	○	R5.11.1付けでハラスメント防止対策における指針を整備し、担当者を選じた
					就労継続支援A型計画の作成等	個別支援計画の作成、計画の見直しが行われていない	○	個別支援計画の作成と6カ月に1回のモニタリングを定期開催するよう改めた
					給付費の算定及び取扱い(個別支援計画未作成減算)	個別支援計画が作成されていない	△	自己点検に基づき、関係市町村に対し随時、過誤申し立てを行っている
					サービスの提供記録	支援記録がほとんど作成されていない	○	サービスを提供した際は、提供日、内容等、必要事項を記載し、記録を行うよう改めた
					サービス管理責任者の責務	就労継続支援A型計画の作成等、サービス管理責任者が行うべき業務が行われていない	○	サービス管理責任者の責務を改めて確認し、適切な支援を行うよう改めた
					管理者の責務	個別支援計画の作成、虐待防止・身体拘束禁止に関する事項など、運営に関する基準を遵守するための指揮命令が不十分である	○	管理者の責務を改めて確認し、適切な支援を行うよう改めた
					給付費の算定及び取扱い(基本事項)	基本報酬について、欠席している日も請求している	△	自己点検に基づき、関係市町村に対し随時、過誤申し立てを行っている
					給付費の算定及び取扱い(欠席時対応加算)	・欠席時対応の記録がないにも関わらず、加算を取っている ・一回の欠席連絡で複数回の加算を算定している ・事後報告分を算定している	△	自己点検に基づき、関係市町村に対し随時、過誤申し立てを行っている
勤務体制の確保等	サービス管理責任者が、施設外就労先において作業員として従事していた	○	指摘以降、施設外就労の作業に従事しておらず、適切な勤務体制を確保するよう改めた					
業務管理体制(設置者の責務)	各基準が遵守されていない事項が多く、法に規定する義務の履行を確保するための体制がとられていない	○	法令遵守責任者、管理者として関係法令や各基準について再認識し研修を図り適切な運営体制を確保するよう改めた					

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	非営利活動法人 びのきお	グループホーム すまいるはーと	令和5年10月6日 (金)	共同生活援助	運営規程	主たる対象者の記載がない	○	運営規程を改め、案を作成。その案をもって理事会で承認を得たうえで正式に改正する
						虐待防止防止委員会設置に関わる記載がない		
					虐待の防止	虐待防止委員会が開催されていない	○	10/22に虐待防止委員会を開催し、議事録を作成した
					身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化のための研修が行われていない	○	11/24に研修を行い、研修記録を作成した
					勤務体制の確保等	ハラスメント防止対策にかかる方針が定められていない	○	ハラスメント防止対策に関する基本方針を定めた
				給付費の算定及び取扱い (共同生活援助サービス費)	算定要件に誤りがある(6:1で計算すべきところ、4:1で計算されていた)	△	関係市町村へ随時過誤申し立てを行った	
実地指導	非営利活動法人 びのきお	ヘルパーステーションふあいと	令和5年10月10日 (火)	居宅介護、重度訪問介護	運営規程	虐待防止のための措置に関する事項について、苦情解決体制の整備及び虐待防止委員会に関わる記載がない	○	運営規程を改め、案を作成。その案をもって理事会で承認を得たうえで正式に改正する
					虐待の防止	虐待防止委員会の議事録を作成していない	○	10/22に虐待防止委員会を開催し、議事録を作成した
					身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化のための研修が行われていない	○	11/24に研修を行い、研修記録を作成した
					勤務体制の確保等	ハラスメント防止対策にかかる方針が定められていない	○	ハラスメント防止対策に関する基本方針を定めた
実地指導	非営利活動法人 びのきお	多機能型事業所 びのきお	令和5年10月11日 (水)	生活介護	虐待の防止	虐待防止委員会の議事録を作成していない	○	10/22に虐待防止委員会を開催し、議事録を作成した
					身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化のための研修が行われていない	○	11/25に研修を行い、研修記録を作成した
					勤務体制の確保等	ハラスメント防止対策にかかる方針が定められていない	○	ハラスメント防止対策に関する基本方針を定めた
					人員に関する基準	医師を配置していることが分かる記録が残されていない	○	嘱託医日誌を作成するよう改めた
					給付費の算定及び取扱い (欠席時対応加算)	・欠席時対応の記録がないものについて加算を取っている ・対応時の記録が不十分なものがある	○	記録がないものについて、過誤申し立てを行い、対応時の記録を改めた

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	特定非営利活動法人地域活動支援センターおおぞら	支援センター・しえる	令和5年10月16日(月)	生活介護、就労継続支援B型	運営規程	虐待防止のための措置に関する事項について、虐待防止委員会に関わる記載がない	○	運営規程を改めた
					苦情解決	苦情解決の手順等の苦情を解決するための措置が講じられていない	○	苦情解決に関する規定を設けた
					非常災害対策	避難訓練が行われていない	○	10/26に避難訓練を実施した
					虐待の防止	・虐待防止委員会が開催されていない ・虐待防止のための研修が開催されていない	×	令和5年12月中に虐待防止委員会及び虐待防止のための研修を実施予定
					身体拘束等の禁止	・身体拘束適正化委員会を開催していない ・身体拘束等の適正化のための指針を整備していない ・身体拘束等の適正化のための研修を実施していない	○	左記の指摘について、改善計画に基づき、計画的に改善を行ったことを、令和6年1月10日付けで提出された改善報告書において確認した
					サービス提供の記録	利用者への確認を提供の都度行っていない(1か月分まとめて確認を行っている)	○	その都度利用者の確認を受けるように様式を改めた
実地指導	医療法人養和会	ショートステイ翼	令和5年10月20日(金)	短期入所	サービスの提供の記録	利用者への確認を提供の都度行っていない(1か月分まとめて確認を行っている)	○	サービス提供の都度、利用者から確認を受けるよう様式を改めた
実地指導	社会福祉法人伯耆の国	特別養護老人ホームゆうらく	令和5年10月24日(火)	短期入所	変更の届出等	利用定員の変更について、県へ届け出が提出されていない	○	令和5年11月27日に届出を行った
					運営規程	利用定員の記載が実態と合っていない	○	運営規程を改めた
						虐待防止委員会の設置にかかる記載がない	○	

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	株式会社浜田興業	まほろば	令和5年10月26日 (木)	就労継続支援B型	運営規程	虐待防止に関わる記載について、漏れている事項がある	○	運営規程を改めた
					虐待の防止	・虐待防止委員会が開催されていない ・虐待防止のための研修が開催されていない	○	11/24に研修を実施した
					身体拘束等の禁止	・身体拘束適正化委員会を開催していない ・身体拘束等の適正化のための指針を整備していない ・身体拘束等の適正化のための研修を実施していない	○	身体拘束廃止未実施減算にかかる改善計画を立て、以下のとおり実施した ・身体拘束適正化委員会を設置し、R5.11.18に開催した ・指針について、11/1に整備した ・研修について、11/24に実施した
					勤務体制の確保等	ハラスメント防止対策が講じられていない	○	ハラスメント防止対策に関する基本方針を定めた
実地指導	特定非営利活動法人あおぞら	特定非営利活動法人あおぞら	令和5年10月31日 (火)	就労継続支援B型	運営規程	虐待防止に関わる記載について、漏れている事項がある	○	R5.11.10に運営規程を改めた
					虐待の防止	虐待防止のための研修を行ったことが分かる書類が残されていない	○	実施済み研修の報告書を作成した
					勤務体制の確保等	ハラスメント防止対策が講じられていない	○	R5.11.6ハラスメント防止のための指を作成し、職員へ周知した
					サービスの提供の記録	利用者への確認を提供の都度行っていない（1か月分まとめて確認を行っている）	○	その都度利用者の確認を受けるように様式を改めた
					工賃の支払等	令和4年度決算において、工賃が過払い（生産収入から仕入経費等を控除したもの以上）となっていた	○	R5年度以降、過払いにならないよう工賃を調整することとした
実地指導	社会福祉法人こうほうえん	訪問介護事業所さかい幸朋苑	令和5年11月8日 (水)	居宅介護、重度訪問介護	口頭指摘のみ			
実地指導	特定非営利活動法人山陰福祉の会	San-Fuku	令和5年11月14日 (火)	就労継続支援B型	口頭指摘のみ			
実地指導	特定非営利活動法人山陰福祉の会	さんふく楽団	令和5年11月16日 (木)	就労継続支援B型	口頭指摘のみ			

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	株式会社RELI FE	くらしかる	令和5年11月21日 (火)	就労継続支援B型、自立訓練(生活訓練)	変更の届出等	代表者が変更されたことについて、届出がされていない	○	R6.1.9付で変更届を提出した
					事故発生時の対応	採った処置について、記録がされておらず、再発生を防止するための対策が講じられていない	○	事故報告書の様式を作成し、今後はそれをもとに報告書を作成、再発防止を対策するよう改めた
					苦情解決	苦情内容を記録しておらず、整備したマニュアルどおりの対応が採られていない	○	苦情受付書や苦情受付通知書を改め、今後適切な対応ができるよう対策をした
					勤務体制の確保等	ハラスメントにかかる相談対応のための窓口や担当者が示されていない	○	ハラスメントにかかる相談窓口や担当者を示したチラシを作成し、利用者及び職員へ周知した
実地指導	株式会社RELI FE	みらいず	令和5年11月22日 (水)	就労継続支援B型、自立訓練(生活訓練)	変更の届出等	・代表者が変更されたことについて、届出がされていない ・施設の平面図が変更になったことについて、届出がされていない	○	R5.12.20付で変更届を提出した
					勤務体制の確保等	ハラスメントにかかる相談対応のための窓口や担当者が示されていない	○	ハラスメント対応マニュアルを作成し、ハラスメント対策委員を設置した
実地指導	社会福祉法人養和会	はばたき	令和6年1月10日 (水)	宿泊型自立訓練、自立生活援助	口頭指摘のみ			
実地指導	株式会社ウェルフェアサポート	福祉の里	令和6年1月17日 (水)	就労継続支援A型	秘密保持等	秘密保持誓約を締結されていない者がいる	○	秘密保持誓約が締結されていなかった者について、R6.1.18付けで締結した
					サービス管理責任者	要件を満たすことを確認できる書類の一部が事業所に保管されていない	○	保管書類を確認し、事業所へ保管するよう改めた
					非常災害対策	事業所での避難訓練が行われていない	○	R6.3.1に避難訓練を実施した

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	株式会社ロッカピアンカ	あいわ訪問介護ステーション	令和6年2月5日(月)	居宅介護、重度訪問介護	身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化のための委員会が行われていない	△	改善計画書に基づき実施中
					勤務体制の確保等	ハラスメント防止対策が講じられおらず、ハラスメント相談に対応する職員が決められていない	○	ハラスメント防止のための指針を整備し、担当者を設置した
実地指導	社会福祉法人あしード	アシスタントサービスぽけっと	令和6年2月15日(木)	重度訪問介護	運営規程	別のサービスの内容となっている	○	運営規程を改めた
						重要事項説明書の内容と一致していない	○	
						虐待防止に関わる記載について、漏れている事項がある	○	
					虐待の防止	虐待防止責任者の設置や、虐待防止委員会の開催がされておらず、研修も行われていない	○	虐待防止責任者を設置し、委員会及び研修を実施し、議事録等を作成した
身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化のための指針が整備されておらず、また委員会の設置・開催、研修が行われていない	△	改善計画書に基づき実施中					
実地指導	株式会社ラシエル	グループホームRASIEL南部町	令和6年3月12日(火)	短期入所、共同生活援助	口頭指摘のみ			
実地指導	株式会社ビジュアルビジョン	けあビジョンホーム境港訪問介護	令和6年3月19日(火)	居宅介護	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法に基づく規程になっていない ・虐待防止に関わる記載について、不足している事項がある ・実施地域について、重要事項説明書の内容と一致していない 		
					虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止研修について、高齢者に特化した研修内容となっている ・虐待防止委員会について、検討するべき事項が不十分である。 		
					身体拘束等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束適正化研修について、高齢者に特化した研修内容となっている ・身体拘束適正化委員会について、検討するべき事項が不十分である。 		

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	株式会社ビジュアルビジョン	けあビジョン ホーム来子訪問 介護	令和6年3月19日 (火)	居宅介護	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法に基づく規程になっていない ・虐待防止に関わる記載について、不足している事項がある ・実施地域について、重要事項説明書の内容と一致していない 		
					虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止研修について、高齢者に特化した研修内容となっている ・虐待防止委員会について、検討すべき事項が不十分である。 		
					身体拘束等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束適正化研修について、高齢者に特化した研修内容となっている ・身体拘束適正化委員会について、検討すべき事項が不十分である。 		